

交換民協推進事業実施要領

1. 目的

民協が県内外において交換研修することにより、民協運営ならびに民生委員の個別活動、協働活動の強化推進を図る。

2. 実施方法

実施民協及び相手民協は次のとおりとし、両民協は互いに研究・協議事項をもうけ活動事例や意見・情報を交換することにより研修の効果をあげる。

実 施 民 協	相 手 民 協
法定単位民協または、その連合体民協 ただし、町村は地区単位も法定単位民協とみなす	実施民協と同規模の民協

3. 手続方法

(1) 事業実施計画書の提出

実施民協は、相手民協と協議のうえ、別紙様式1による事業実施計画書を富山県民生委員児童委員協議会（以下「本会」という）に提出する。

(2) 事業の承認

提出された事業実施計画書について本会が適格と認められた場合は、交換民協事業実施承認書を実施民協に交付する。

(ア) 事業実施報告書の提出

事業実施承認書を受けた実施民協は、事業完了後別紙様式2による事業実施報告書に交換研修資料を添付し本会に提出する。

(イ) 助成金の交付

提出された事業実施報告書にもとづき本会から次の助成金を実施民協に交付する。

実施民協は、事業の実施に必要な場合は、助成金の一部を相手民協に配分することができる。

	実施民協定数	助 成 金
県内民協 との交換	定数 10 人まで	30,000 円を限度額とし、事業に要した額とする
	定数 11 人以上	50,000 円を限度額とし、事業に要した額とする
県外民協 との交換	定数 10 人まで	次のアとイの合計額とし、80,000 円を限度額とする ア 交通実費を除く資料作成費等については、30,000 円を限度とし、事業に要した額とする イ 交通実費はその半額とする
		定数 11 人以上

(ウ) 市町村民協の経由

市町村民協以外が実施民協となる場合は、事業実施計画書および事業実施報告書は市町村民協を経由し、本会に提出する。

また、本会からの実施承認書および助成金の交付は、市町村民協を経由して行う。

(3) その他

交換民協の実施にあたっては、あらかじめ両民協間で資料を交換しておくなど、実施の効果を高めるために必要な方法を講じる。